

吉備中央町立大和小学校 いじめ防止基本方針

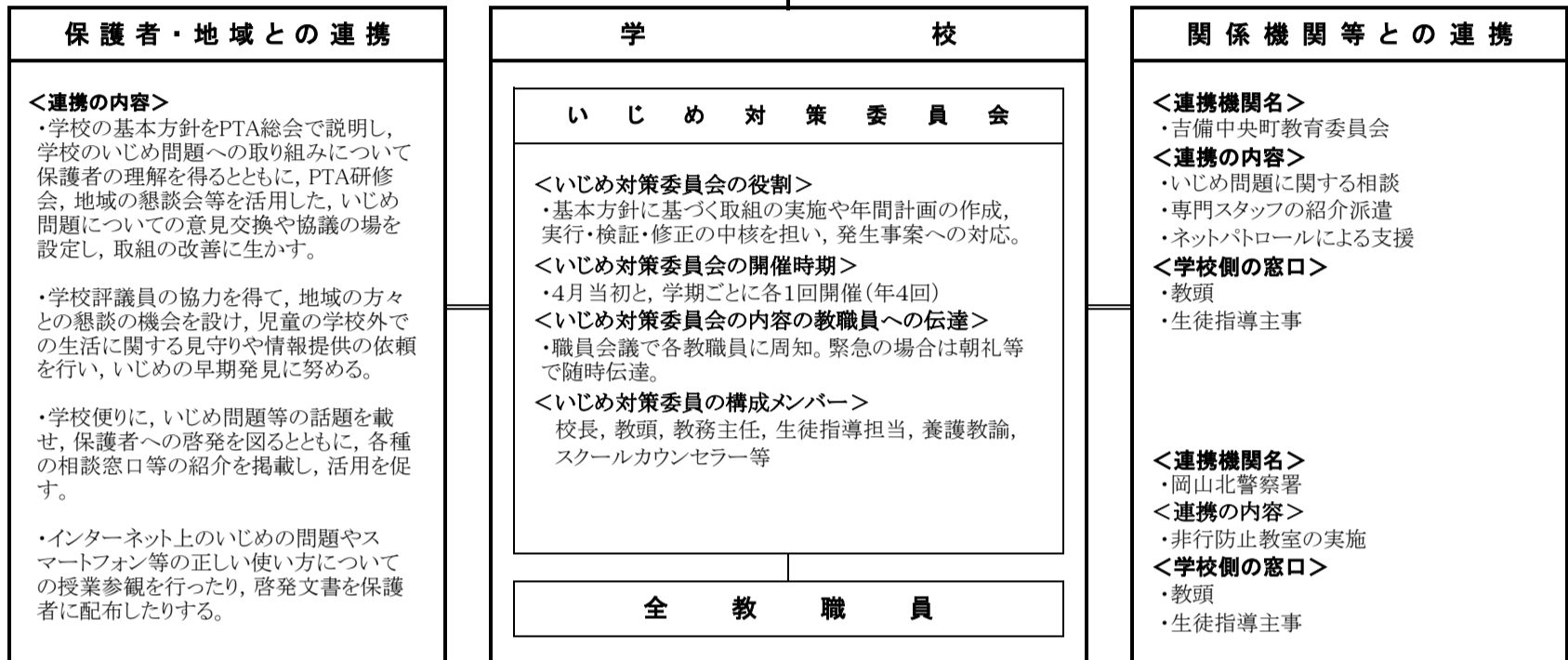
令和2年4月

いじめに関する現状と課題

・本校においては、昨年度のいじめ認知件数は、20件である。児童が心身の苦痛を感じていると思われることは、いじめであると認知した。いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こりうる問題である」ということを十分認識し、常に高いアンテナを張って、子どもからのサインを見逃さないようにする必要がある。そして今後も、「いじめの未然防止・早期発見」に重点を置き、取り組んでいきたい。また、携帯電話やインターネットに関する児童や家庭の実態を把握し、いじめに関する予防的取組やコミュニケーションサービスに対する適切な使用に関する指導が必要であると考えます。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・「いじめ」は人間の尊厳に関わる重大な人権問題であり、絶対に許されないことを児童に伝え、職員間で共通理解を図る。
 ・普段の生活における人間関係を重視し、「何でも言える」関係づくりや、自己肯定感や所属感を高める活動等を行う。
 ・家庭や地域、関係機関とも連携し、未然防止に努め、問題が発生したときは迅速な対応がとれるような体制づくりを行う。
 ・未然防止や早期発見に努めると共に、教職員全員で対応できるよう、いじめ対策委員会の活用を図る。
<重点となる取組>
 ・道徳、学級活動等で「いじめ」を取り扱った内容を学習したり、アンケートや教育相談、職員会議での児童に関する情報交換等を行ったりする。
 ・「学級遊び」「縦割り班遊び」を行うなど、遊びを通して良好な人間関係づくりを図る。
 ・参観日などを活用し、保護者や地域の方との連携を深め、情報を得る。必要に応じてケース会議を開き素早く対応する。
 ・児童のインターネット利用実態を踏まえ、各学年に適した情報モラルに関する授業を行う。また高学年児童を対象に警察と連携し、非行防止教室を実施する。



学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	(職員研修) ・年度当初のいじめ防止についての共通理解を図り、児童の様子を学校全体で見ていく校内組織の整備や相談体制の確立を行う。また教職員の指導力向上のため、いじめ問題への取り組みについての基本姿勢を研修する。 (教育相談体制) ・教育相談、個人懇談、人権週間、学校評価、Q-Uや日々の日記等、ことあるごとに児童の心理状態を把握し、これを学校全体で共通理解しておく。 (居場所作り) ・日頃の授業や行事などの特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校・学級づくりを進める。 (わかる授業作り) ・わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加、活躍できる授業を工夫することで、自己肯定感を高められるようにする。また公開授業を行い授業改善に取り組む。 (情報モラル教育) ・ネットモラルや情報機器の利便性と弊害について学習することで、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけさせる。 (学校行事等) ・人間関係が固定しがちな環境にあるため、縦割り班活動や地域の方との交流活動などを通して、協力したり協調したりすることの大切さを学ばせ、人とよりよくかわる力を児童に身につけさせる。 (家庭連携) ・保護者との密な連携を取り合い、情報収集に努め、児童の小さなサインを見逃さないようにする。
② 早期発見	(実態把握) ・朝の声かけや月1回のアンケート、学期1回の学校生活アンケートを実施し教育相談を行うことで、児童の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 (教育相談体制) ・全教職員が児童の変化を見逃さず、きめ細かく声かけを行ったり、日頃から相談しやすい雰囲気と関係をつくったりすることで、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 (情報の共有) ・週3回の職員朝礼・終礼や毎月の職員会議で時間を設定し、気になる変化や行動があった児童の情報共有を行う。 (家庭への啓発) ・家庭訪問や学級懇談、連絡帳や電話、学校・学級便りなどを活用し、毎日の親子の会話やふれあいを通して、児童の小さな変化にも気づくことができるよう啓発する。 (地域連携) ・子ども教室のスタッフやスポーツ少年団等の指導者と連絡を密にし、放課後の児童の様子を把握することで、いじめの早期発見に役立てる。
③ いじめへの対処	(いじめの有無の確認) ・いじめが疑われる言動や行動を目撃したり通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 ・いじめが「学校単独での対応が困難な事態」の場合には、吉備中央町教育委員会と相談しながら対応を考え、必要に応じて外部の専門機関に援助を求める。 (いじめられた児童への支援) ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 (いじめた児童への指導) ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 (周辺児童への指導) ・いじめを認識していたかを確認し、いじめの事実を告げることは、告げ口やチクリなどというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを指導する。また周囲ではやし立てた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。 (継続的な支援) ・経過観察を行い、該当児童が自己肯定感を回復し、友人とのよりよい関係を築いていけるように、必要な指導を継続的に行う。